

入札について（工事関係）

飛騨市総務部財政課

●建設工事の入札に係る内訳書の提出について

現在、飛騨市では建設工事の入札にかかる案件のうち、一部の建設工事のみ内訳書の提出を求めてきましたが、平成27年4月1日より金額にかかわらず入札を執行する全ての建設工事を内訳書提出の対象とします。

内訳書作成等については、飛騨市ホームページから「積算内訳書の作成等にあたつての取扱い」を参考に作成、提出下さい。

- 市が発注する工事の入札回数は、再度入札を含めて2回限りにさせていただきます。
 - (1) 指名競争入札方式での再度入札において、応札者が1者の場合はその入札を取り止めます。
 - (2) 再度入札を行い、1回目の入札価格の順位と2回目の入札価格の順位に変動がない場合は、2回目の積算内訳書を参加業者全員(1回目の入札で辞退した業者は除く。)から提出していただきます。
- 市が発注する工事において2回の入札で落札しない場合は、原則入札を取り止めます。
 - (1) 指名競争入札方式での入札は、指名業者を入替え、再度入札を実施することを原則といたします。
 - (2) 一般競争入札方式での入札は、仕様書を再作成し改めて入札を実施することを原則といたします。
- 入札をした結果、予定価格と契約価格が同じ場合は、入札参加業者の内から市が指定する業者に積算内訳書を提出していただきます。